

☆公害による健康被害を許すな!
☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!



大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19
内本町松屋ビル10 370号
TEL 06-6949-8120
FAX 06-6949-8121
E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp
URL http://oskougai.com/
発行責任者 金谷 邦夫
年間購読料一部2,000円(送料共)
郵便振替 00910-7-300387



大阪泉南アスベスト控訴審 不当判決!

8月25日、大阪泉南アスベスト訴訟控訴審判決が言い渡されました。判決は、昨年の一審判決をも否定する不当判決となりました。

午後1時から判決前集会有り、支援者がリレートークで発言をしました。午後2時、判決が行われてすぐに、「不当判決」の旗をもった弁護士団が外へ出てきました。午後3時から弁護士会館で報告集会有りました。

判決は、環境曝露も国の規制権限不行使の時期についても、さらに昨年の一審判決で国の責

任を認めた労働者に対しても全て棄却というものでした。判決理由を聞いて会場がどよめきました。それは、国も主張していない理由でした。ひとつは、有害物質の規制を厳格に行うと産業が発展しないということ。また、そのことによつて労働者の職場が失われるとも。アスベ

歴史的反動としての泉南アスベスト訴訟の大阪高裁判決

2011年8月25日に出された泉南アスベスト訴訟の大阪高裁判決は、わが国の社会発展の歴史に対する重大な反動である。昨年5月19日の大阪地裁判決はアスベスト被害に対する国の一次的・全面的責任を認め、経済成長の陰で捨て石のように扱われていた被害者たちを正當に補償しようとするものであった。しかし、今次の判決は、産業発展において労働者の危険を完全に防止することを非現実的だとし、アスベストの使用についてはその有用性と労働者・住民の健康被害とを比較考量すべきだとした。これは、公害対策の原

トの有用性についても言われ、いのちと健康より、産業発展を優先するという判決に信じがたく驚きが拡がりました。アスベストの危険性についても、労働者が新聞などで知ることができたはずだと。「自己責任ということか?」と、さらに驚きと怒りのどよめきが起きました。何人も支援者が「信じられないが、この判決は間違っている」と、支援の決意表明をしました。大

阪民医連を代表して大野啓文先生(西淀病院)が、判決を傍聴した感想と引き続き支援に力を入れたいと発言しました。弁護士からは、「今後、最高裁判所へいきます。それまでにアスベストの2陣の結審や判決が控えており、たたかうチャンスがあります。力を緩めることなく引き続きの支援をお願いしたい」と呼びかけられました。(小谷 朋)



則を「経済の健全な発展との調和を図る」として批判・抹消された旧公害対策基本法(1967年)の亡霊のごとき理念である。さらに判決では実効性の裏付けのない通達等をもって国を免罪し、被害はすべて当事者の自己責任であると断じている。最大の争点となった局所排気装置についても、費用の高さのた

森 裕之(立命館大学)

めに設置しなかったのは事業者側の理屈であり、国の規制は十分であったという始末である。

このような論理がまかり通るのであれば、国は現場を見ない机上の文書だけを出していれば責務が全うされるということになる。いまの震災復興行政もまさに同じである。そうした政府の姿勢をチェックし、国民が安心して暮らせる社会をつくることこそが司法の役割ではなかったか。

今回の大阪高裁判決は泉南アスベスト問題にとどまらない、社会全体に対する重大な歴史的反動である。